

# 関東甲信越建築士会ブロック会優良建築物表彰規程

第1条 関東甲信越建築士会ブロック会（以下「ブロック会」という。）は、各建築士会（以下「各士会」という。）会員の資質の向上に寄与するため、この規程に基づき、各士会の推薦した作品に対し、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

第2条 表彰を受けることができる者は、各士会に所属する会員とする。

第3条 各士会の審査及び表彰の基準は各士会毎に定めて良いが、次の事項は各士会共通のものとする。

- (1) 審査を行う建築物は
  - (イ) 全ての建築物とする。
  - (ロ) 竣工後2年以内のものとする。
- (2) 審査に必要な書類は
  - (イ) 優良建築物推薦書（PC処理されたもの）
  - (ロ) 建築概要書（構造、階数、用途、延べ面積、竣工年月日等）
  - (ハ) 透視図または写真（デジタル化されたもの）

第4条 各士会は必要に応じて、優良作品1点をブロック会に推薦する。

第5条 ブロック会理事会は、各士会の推薦作品を承認する。

2、各士会は、前項の承認後に当該推薦作品を表彰する。

附 則 (1) この規程は、昭和44年8月8日から施行する。

附 則 (2) この（改正）規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (3) この（改正）規程は、平成18年2月11日から施行する。

---

## ■令和5年度の推薦期間及び承認・表彰関連事項

承認以降～令和6年3月11日（関ブロ事務局に、3月22日までに作品データ必着）

承認 推薦作品の承認：令和6年度第1回理事会（埼玉県にて開催予定）

表彰式 理事会承認以降、各士会で行う

記念品 関ブロ負担で支給。作品数が少ない場合は、令和5年度受賞作品と共に入賞作品集を制作・配布する場合があります。

令和4年度表彰県：神奈川県、新潟県、千葉県、